

農地転用許可等に関する事務・権限の海南市への移譲について

平成28年4月1日に施行された農地法の改正に伴い、農林水産大臣が指定する市町村が、都道府県に代わり同法に定める農地転用許可等を行うことができる指定市町村制度が創設されました。

この度、海南市が農林水産大臣から指定市町村の指定を受け、農地転用許可等に関する事務・権限の一部を海南市が行うこととなりましたのでお知らせします。

なお、指定市町村の指定を受けた市町村は、本県では海南市が初めてとなります。

- 1 指定を受けた日 平成29年6月23日
- 2 移譲の時期 平成29年11月1日から
- 3 移譲される主な事務・権限
 - ・農地法第4条及び第5条に係る農地転用許可
 - ・違反転用に対する処分に関すること
- 4 申請窓口 海南市農業委員会事務局
〒642-8501 海南市日方 1525 番地 6
電話：073-483-8773
メール：nogyoj@city.kainan.lg.jp

〈参考〉指定市町村制度とは

平成27年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」といいます。）の一部改正により、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）が都道府県に代わり農地転用許可及び農振法に基づく開発許可を行うことができるようになりました。

農地転用許可権限等を行いたい市町村は、農林水産大臣に申請を行い、農地転用許可制度等を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの基準を満たす場合には、指定を受けることができます。

農林水産省は、これまで5回の指定を行い、全国では43市町（20道県）が指定されています。（平成29年6月23日現在）

参考 URL

http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/nouten/nouten_shitei.html

（農林水産省ホームページ「指定市町村の状況」）